（保安検査の方法）

第八十二条　［略］

２　［略］

一～三　［略］

四　製造設備が定置式製造設備（第六条第一項第三号、第六号、第九号、第二十三号、第三十一号、第三十八号、第三十九号並びに第四十二号ヘ及びヌに掲げる基準（特定不活性ガスに係るものに限る。）に係るものに限る。）、コールド・エバポレータ、圧縮天然ガススタンド（第七条第一項第二号後段並びに同条第二項第四号及び第五号に掲げる基準に係るものに限る。）、液化天然ガススタンド（第七条の二第一項第五号及び第六号に掲げる基準に係るものに限る。）、圧縮水素スタンド（第七条の三第一項第十四号及び第十六号（第七条の四第一項第一号において準用する場合を含む。）、第七条の三第一項第十八号（同条第二項第一号、第七条の四第一項第一号及び同条第二項第一号において準用する場合を含む。）並びに第七条の三第二項第三十号及び第三十四号（第七条の四第二項第一号において準用する場合を含む。）に掲げる基準（液化水素昇圧ポンプ及びこれに接続される送ガス蒸発器に係るものに限る。）並びに第七条の四第一項第二号イ、ロ及びハ並びに同号ニ、ホ及びヘ（同条第二項第二号において準用する場合を含む。）並びに同条第一項第三号から第十号まで（同条第二項第一号において準用する場合を含む。）並びに同項第二号イ、ロ及びハに掲げる基準に係るものに限る。）、移動式製造設備（第八条第一項第四号に掲げる基準（特定不活性ガスに係るものに限る。）又は同条第三項に掲げる基準に係るものに限る。）及び移動式圧縮水素スタンドである製造施設において、別表第三に定める方法を用いる場合。

別表第一（第三十五条第一項関係）

検査項目	完成検査の方法
１～４　［略］	［略］
５　製造設備が第七条の三第一項の圧縮水素スタンドである製造施設の場合	１～六十三　［略］
１～六十三　［略］	
５の２　製造設備が第七条の四第一項の圧縮水素スタンドである製造施設の場合	一　第一項第一号、第二号、第五号から第二十号まで、第二十二号、第二十三号、第二十五号から第二十八号まで、第三十三号及び第三十八号から第四十九号までに掲げるもの　第七条の四第一項第一号で準用する第六条第一項各号の検査項目のうち、第一項第一号、第二号、第五号から第二十号まで、第二十二号、第二十三号、第二十五号から第二十八号まで、第三十三号及び第三十八号から第四十九号までに掲げるもの　第二十一号、第二十四号、第二十六号、第二十七号、第二十九号、第三十一号、第三十二号、第三十四号から第三十七号まで、第三十九号及び第四十号に掲げるもの　第七条の四第一項第一号で準用する第六条第一項各号の検査項目のうち、第二十一号、第二十四号、第二十六号、第二十七号、第二十九号、第三十一号、第三十二号、第三十四号から第三十七号まで、第三十九号及び第四十号に掲げるもの　第七条の四第一項第一号で準用する第六条第一項各号の検査項目のうち、第二十一号、第二十四号、第二十六号、第二十七号、第二十九号、第三十一号、第三十二号、第三十四号から第三十七号まで、第三十九号及び第四十号に掲げるもの　第七条の四第一項第一号で準用する第六条第一項各号の検査項目のうち、第二十一号、第二十四号、第二十六号、第二十七号、第二十九号、第三十一号、第三十二号、第三十四号から第三十七号まで、第三十九号及び第四十号に掲げるもの

（保安検査の方法）

第八十二条　［略］

２　［略］

一～三　［略］

四　製造設備が定置式製造設備（第六条第一項第三号、第六号、第九号、第二十三号、第三十一号、第三十八号、第三十九号並びに第四十二号ヘ及びヌに掲げる基準（特定不活性ガスに係るものに限る。）に係るものに限る。）、コールド・エバポレータ、圧縮天然ガススタンド（第七条第一項第二号後段並びに同条第二項第四号及び第五号に掲げる基準に係るものに限る。）、液化天然ガススタンド（第七条の二第一項第五号及び第六号に掲げる基準に係るものに限る。）、圧縮水素スタンド（第七条の三第一項第十四号、第十六号及び第十八号（第七条の三第二項第一号において準用する場合を含む。）並びに同条第二項第三十号及び第三十四号に掲げる基準（液化水素昇圧ポンプ及びこれに接続される送ガス蒸発器に係るものに限る。）、移動式製造設備（第八条第一項第四号に掲げる基準（特定不活性ガスに係るものに限る。）又は同条第三項に掲げる基準に係るものに限る。）及び移動式圧縮水素スタンドである製造施設において、別表第三に定める方法を用いる場合。

別表第一（第三十五条第一項関係）

検査項目	完成検査の方法
１～４　［略］	［略］
５　製造設備が圧縮水素スタンドである製造施設の場合	１～六十三　［略］　［新設］
１～六十三　［略］　［新設］	